

令和３年度第１回陸前高田市景観審議会議事録

１ 日時 令和３年１０月２７日（水）

午後 ３時０６分 開議

午後 ４時４８分 散会

２ 場所 陸前高田市役所４階第２会議室

３ 議事

議案第１号 復興祈念公園周辺地区における太陽光発電設備の新設について

４ 出席委員（７人）

会長 平 野 勝 也 会長職務代理者 三 宅 諭

委員 伊 東 亜希子 委員 菊 池 満 夫 委員 三 浦 まり江

委員 峰 寄 悠 委員 廣 中 勝 之

５ 説明のために出席した者

建設部長 菅 野 誠

地域振興部長 阿 部 勝

建設部都市計画課長 高 橋 宏 紀

都市計画課長補佐兼計画係長 永 山 悟

６ 職務のために出席した職員

建設部都市計画課

技師 今 野 拓 也 包括委託社員 中 口 利 恵

ワタミオーガニックランド株式会社 代表取締役 小 出 浩 平

西 岡 亨 祐

７ 審議会の概要

午後３時０６分 開議

(１) 開会

○事務局（高橋課長）

定刻となりましたので、ただ今より、令和３年度第１回陸前高田市景観審議会を開会いたします。

私は、都市計画課長の高橋と申します。よろしくお願いいたします。議事に入るまでの間、進行を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

はじめに、お手元の資料の確認をさせていただきます。

- ・次第、委員名簿、配席図、
- ・資料1 議案第1号 復興祈念公園周辺地区における太陽光発電設備の新設について
- ・参考資料1 景観条例の抜粋
- ・参考資料2 景観計画の抜粋

以上でございますが、不足等ございませんでしょうか。ありがとうございます。

それでは、開会にあたりまして、建設部長の菅野よりご挨拶を申し上げます。

(2) 挨拶

○菅野建設部長

4月から建設部長になりました菅野と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日はお忙しい中、当審議会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。

東日本大震災発災から10年7ヶ月が経過しまして、本市の復興事業であります土地区画整理をはじめとする大きな事業があらかた完了し、街並みの整備が整ってきたところでございます。今年の5月からは、この新しい庁舎での業務を心新たにスタートさせていただいているところであります。

さて、本審議会は昨年12月にも開催して、屋外広告物条例について、安全対策をはかるための改正について、ご審議をいただいたところでございます。

本日は、重点景観地域であり更に景観地区にも指定されております復興祈念公園周辺地区において、太陽光発電施設の整備が計画されておりました、特に重要な案件として審議会でご審議をいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

この太陽光発電施設に関する審議は今回が初めてとなりますので、しっかりご審議いただいて今後の良好な景観形成につなげてまいりたいと考えておりますので、改めてよろしくお願いいたします。また、本日この後、現場の調査もお願いしておりますので、長時間にわたる事となりますが、どうぞよろしくお願いいたします。簡単でございますが挨拶と代えさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

(3) 委員紹介

○事務局（高橋課長）

今年度はじめての審議会になりますので、事務局から委員の皆様をご紹介させていただきます。お手元の名簿の順番でご紹介いたします。

はじめに、○伊東 亜希子 委員でございます。（よろしくお願いいたします。）

○菊池 満夫 委員でございます。（よろしくお願いします。）

○三浦 まり江 委員でございます。（よろしくお願いします。）

○平野 勝也 会長でございます。（平野でございます。よろしくお願いします。）

○三宅 諭 会長職務代理者でございます。（三宅です。よろしくお願いします。）

○峰寄 悠 委員でございます。4月1日から新たに委嘱させていただいております。
（東北地方整備局の峰寄でございます。よろしくお願いします。）

○廣中 勝之 委員です。（よろしくお願いします。）

本日、大林 まい子 委員につきましては 所用により欠席となっております。

(4) 出席者紹介

○事務局（高橋課長）

続きまして、本日の市側の出席者を紹介いたします。

○建設部長の菅野でございます。（改めましてどうぞよろしくお願いします。）

○地域振興部長の阿部でございます。（阿部でございます。よろしくお願いします。）

○都市計画課課長補佐の永山です。（永山でございます。よろしくお願いします。）

そのほか都市計画課職員も参加してございます。

本日は、市長が特に意見を求めるものとして、ワタミオーガニックランド株式会社代表取締役の小出様もご出席いただいております。（小出と申します。どうぞ本日はよろしくお願い申し上げます。）ではよろしくお願いいたします。

(5) 定数確認・議事録署名委員選任

○事務局（高橋課長）

それでは事務局より、会議の成立についてご報告します。

本日は、委員8名のうち7名が出席し、2分の1以上の出席をいただいておりますので、陸前高田市景観条例第41条第2項の規定により、本審議会が成立していることを報告いたします。

本会議につきましては、事務局において議事録を作成いたします。つきましては、署名委員を、伊東 亜希子委員にお願いいたします。

また議事録を作成する上で、本会議は録音をさせていただきますので、ご了承をお願いいたします。

本日の進行ですが、議案第1号について事務局から説明しまして、その後、現場を見学

していただき、戻って審議いただくという流れでございますので、よろしくお願いいたしますします。

それでは、ここからの進行を、平野会長よろしくお願いいたしますします。

(6) 議事

○平野会長

それでは、令和3年度第1回陸前高田市景観審議会の議事を進めてまいります。どうかよろしくお願いいたしますします。

議事に従いまして、議案第1号 復興祈念公園周辺地区における太陽光発電設備の新設について、事務局からご説明願います。

○事務局（永山補佐）

私の方から説明させていただきます。座って失礼いたします。

お配りしている右肩に「資料1」と書いてございますA4の資料を基にご説明させていただきます。まず1ページ目、議案第1号 復興祈念公園周辺地区における太陽光発電設備の新設について、陸前高田市景観条例の規定により申請書が提出された下記計画を市長が認定することについて、審議を求めるものでございます。

申請者は、ワタミオーガニックランド株式会社様、要認定工作物の建設等の場所は、陸前高田市気仙町字土手影309となっております。景観地区は、景観重点地域、復興祈念公園周辺地区に該当します。

工作物の概要ですが、ソーラーシェアリング、ブドウ畑営農型太陽光発電設備でございます。面積が7千㎡となっております。

2ページ、認定の申請書です。事務的な事が書かれておりまして、2ページには建築の工事主、設計者、及び施工者、3ページには計画の内容として先ほど説明しましたが、場所、種別、概要などが記載してございます。

4ページ、ワタミオーガニックランド様の全体の概要についての説明資料です。4ページ下段が震災前の航空写真で、今回の事業が行われているエリアが赤く示されています。

5ページ上段、オーガニックランドの思いを記載しています。下段は事業計画概要です。

(1) 事業上の位置付けですが、

- ① ワタミグループが理想とする6次産業モデルを具現化させたい
- ② 日本初のオーガニックのテーマパークを目指す
- ③ 東日本大震災で被害が大きかった陸前高田市の活性化に寄与したい

(2) オーガニックランドの役割分担

- ① 農業用表土まで、陸前高田市に準備して頂いております（約23ha）
- ② 農地・加工・レストラン等の施設はワタミが投資します

(3) 長期事業計画概要

- ① 2021年4月29日 BBQ+カフェ+農場（ワイン・ぶどう畑等）オープン
- ② 来年4月にソーラーシェアリングを設置予定となっております。

6ページの上段に計画地、約23haが記載されております。赤いエリアで囲まれた所がオーガニックランド、右上にはアバッセの位置、右下には道の駅伝承館の位置、左下には発酵テーマパーク・カモシーの位置が矢印で示されています。

下段、全体完成イメージ、約10年後とありますが、まだ計画段階ということです。赤い四角で囲まれた場所がモデルエリアとして今回整備が進んでいる場所3.3haです。

7ページ、ここからソーラーシェアリングの内容に入ってまいります。

上段、モデルエリアのぶどう畑にソーラーシェアリングを設置しますということで航空写真を掲載しております。赤く吹き出しがついておりますが、この場所に「ぶどう畑+ソーラーシェアリング」を整備する予定となっております。

下段は平面図です。赤いハッチングで黄色い吹き出しの場所に0.7haのソーラーシェアリングが予定されています。モデルエリアにはそれ以外、吹き出しで書いておりますが、キッチンカー・トレーラーハウス、インフォメーション棟、芝生の広場、ハウス3棟・BBQ棟などが整備されております。

8ページ上段、モデルエリアのゾーンの写真ですが、先程申しました様な施設が整備されております。

下段がソーラーシェアリングの概要です。繰り返しになりますが、7千㎡のぶどう畑。右側には一般的なソーラーシェアリングの類似事例、類似写真を掲載しております。

9ページ上段、姉齒橋からの眺望です。現在のぶどう畑の写真と下の写真は苗のぶどうの様子、右には図が書いており、この苗袋の上にパネルが来るような想定です。

下段は立面図、断面図が記載されています。このようにぶどう畑の上に太陽光パネルが来る、その下にぶどうの房が来る、という様な想定との事です。

10ページ上段、一番上の写真は現在のぶどうの様子。3年経つとこれくらい成長します。

下段、4年目以降は、ビニールがぶどうの列の上に乗っている別の事例が載っていますが、これが太陽光パネルに代わって、その間にぶどうの葉が茂るイメージとの事です。

1 1 ページ、こちらには周辺の写真等を記載しています。

下段の左上、気仙川対岸からの眺望2つと、下側は道の駅前面道路からの眺望、右側はまちの縁側、高田側からの眺望を次ページに掲載しております。

1 2 ページ上段、これは現地でまたご覧いただきますけれども、気仙川対岸からの眺望が上2つ、左下が道の駅から、右下が高田の町の縁側からとなっております。

下段、ソーラーシェアリングの左、西側には菜の花の栽培等を予定している記載です。

1 3 ページからは図面が記載してございます。中段に長辺の長さが記載、約1 3 8 mとなっております。

1 4 ページ 上に短辺側5 8. 8 mと記載。右側に細かい数字が記載しております。高さが2, 3 2 3 mm、太陽光パネルの幅が約9 9 0 mm、太陽光パネルの間が1, 5 1 0 mm、柱と柱の間は2, 5 0 0 mmとなっております。1 4 ページ1 5 ページと図面が続きます。

1 6 ページには周辺の植栽図を含めた全体の計画が記載されております。

以上が今の概要になっておりまして、続いて1 7 ページからは、このエリアにおける景観形成基準、景観のルールに基づいて、今回の計画がどのような内容になっているかというものを整理したチェックシートとなっております。

上の届出者の氏名・場所・特性等は先程と重複しますので割愛させていただきます、1 7 ページの一番下、高さの最高限度の箇所から説明させていただきます。

項目、「高さの最高限度・景観形成基準は、地盤面から最上部の高さを1 2 m以下とする」となっております。この右側、見出しだと「具体的な配慮又は工夫の内容」という所が今回の内容になりますが、こちらは「工作物の高さ＝2. 4 m」となっております。

1 8 ページ 「形態意匠の制限」「位置・規模」です。「復興祈念公園からの眺望を妨げないよう努める」という内容については、「祈念公園からの眺望に関しては、高さを低く抑え、眺望を妨げないものとしています。なお、高田地区、今泉地区のかさ上げ部からの眺望に関しても、高田地区からは8 0 0 m、今泉地区からは3 0 0 m程度離れており、眺望への影響は小さいものと考えています。先の写真を参照。」この辺につきましては現地でも確認いただきたいと思いますっております。

続いて「自然の地形をできる限り生かすよう努める」「植物が全く育たなくなった被災大地に、根域制限でぶどうを栽培し、そのぶどう棚として本工作物を設置しています」との見解です。

その下「位置・規模」「主要な道路の境界から5 m以上後退した位置とするよう努める。

ただし、次のものを除く。」 その下については割愛しますが、これに関しましては、「後退距離＝ 約 10 m」十分な後退距離を確保し、さらに設置場所が道路レベルより 5 m ほど下がっています。

続きまして「周辺との調和」「復興祈念公園と調和した形態意匠とするよう努める。」という項目に関して、「周辺と調和するように、太陽光発電だけでなくぶどう棚とあわせたもの」としています。また、周辺に植栽を行います。

19 ページ「素材」「反射」、「工作物に、金属やガラス等の素材を用いる場合は、反射等による周辺への影響の軽減に努める。」の項目に関して、「ソーラーパネル自体は鏡面仕上げとなりますが、緑（ぶどうの葉）の間に配置することにより周辺に影響がないようにしています。また、反射の影響を最小限とするため、水平に配置します。」としています。

「樹木や植栽」ですが「既存樹木に関しては無し」、「照明」につきましては「照明は無し」という事です。

「色彩」につきましては「使用する色彩は、周辺の自然に調和し、まちなみの連続性や周辺との統一感を創出するために、別記3の範囲の色彩を用いる。」とマンセル値で規定しております。これに関して「使用色：パネルや架台はアルミ等、光沢の少ない金属色（マンセル値 N7 程度）ですが、ぶどう棚も兼ねて最小限の部材となるようにしています。」との見解です。

続きまして「形態意匠の制限」の「自動販売機」は該当しませんので割愛します。

その下「太陽光発電設備」に関する特記事項ですが、「基準」としては、「設置にあたっては、周辺の自然環境や眺望等の景観に配慮するよう努める。

- (1) 太陽光発電設備等を設置する場合は、公共空間、施設から望見できる場所には設置しないよう努める。地面に設置する太陽光発電設備等で、やむを得ず公共空間、施設側に設置する場合は、植栽や格子・ルーバー等の目隠し修景等の工夫をする。
- (2) 高低差のある敷地の場合、最上部の高さが周囲の景観から突出しないように努める。
- (3) フレームや設備機器等の色彩は周囲の環境と調和するよう努める。

という基準になっておりまして、それに関する見解ですけれども、

「(1) 祈念公園からは同程度の標高の約 500 m の距離に整備するため、ほぼ望見できません。やや高い位置にある高田地区、今泉地区からの眺望については、パネルをぶどうの緑の間に配置するとともに、反射による影響を軽減するためパネルを水平に配置し、極力太陽光パネルの存在感を小さくしています。さらに、エリア周辺には植栽を施し、でき

る限り景観保全に努めます。

(2) は該当しないので無し。

(3) フレーム等については、反射・光沢の少ないアルミフレームを採用します。」

内容につきましては以上でございます。

またこの後につきましては現地にて実際に眺望などをご確認いただければと思いますので、説明は以上です。

○平野会長

ありがとうございます。2点ほど確認をしておきたいのですが、1点目が、現地に行かれた時に色々質問議論になると思いますが、戻って来たら、ここで改めて発言してください。現地の会話は議事録に残らないので、宜しくお願いします。

もう一つが、資料1の最後のチェックシートに関して、それぞれの項目について、申請者がお話している黒い太枠部分の内容が、ルールと適合しているかどうかの判断をするのが我々の仕事でございます。ですので、ご意見するときも「この項目のこの内容は適合しているとは言い難いのではないか」という指摘の仕方をしていただけますと非常に議事がスムーズになるかと思しますので、この2点をよろしくお願いいたします。

では現地ということなので、事務局に一旦進行をお返しします。

○事務局（永山補佐）

バスが1階の玄関から出ます。最初にワタミオーガニックランドさんに行って、その後道の駅、カモシー付近、まちの縁側と回って戻ってきます。それぞれで降りる予定です。

□現地確認

- ① ワタミオーガニックランド株式会社にて、小出氏、西岡氏と質疑応答
- ② 道の駅高田松原 より現地を臨む
- ③ 発酵パーク カモシー より現地を臨む
- ④ 高田 まちの縁側 より現地を臨む

○事務局（高橋課長）

それでは審議よろしくお願いいたします。

○平野会長

では審議を再開したいと思います。先ほど申し上げました様に現地でお話ししていただいた事も含めて改めてお話いただければと思います。また、出発前に申し上げました様に、この項目別にご意見を伺っていこうかと思います。

資料1の一番最後、チェックシートを開いて、一項目ずつ見ていきたいと思います。

一つ目は「高さの最高限度」 これは2. 4 mという事なので関係ないので次に進みます。

「形態意匠の制限」「位置・規模」 これはいかがでございましょう。

○菊池委員

支障はないですね。

○平野会長

十分小さいものであったかと、眺望点から、祈念公園からだけではなく。いかがでしょうか。申請者の記載通り、大きな問題はないと考えてよいですかね、この項目については。

「自然の地形をできる限り生かすよう努める。」 平らな土地ですので、特にルールとしては造成を念頭においた項目ですが、それもないということによろしいですかね。

○菊池委員

はい。

○平野会長

それから次は「主な道路から5 m以上後退した位置。」 それから細かい項目色々ございますが、「後退約10 mで、十分な後退距離を確保し、設置位置が道路レベルより5 mほど下がっている。」これは姉齒橋に向かって道路上がっていく所との高低差です。細かい事ですが、下がってると逆にパネル面が目立つんですね。同じレベルだと、例えば自動車に乗ってて目線が低い状態だとほとんどぶどうしか見えないけれども、上から見るとかえってパネルが見えてしまうという事がありますが、逆にその場所だけでしか、はっきり見ることができないのが今日見て分かったかと思いますが、これも宜しいですかね。

「周辺との調和」はいかがでしょう。私から申し上げたいことがございます。「周辺と調和するように、太陽光発電だけでなくぶどう棚とあわせたものとしています。また、周辺に植栽を行います。」という事ですが、いただいた資料には、どこにどういう植栽を行うかが書かれていないんです。これは是非、書いていただいて、樹種なども高木になるのかどうかも含めて、どこにどういう木を植えるので、周辺との調和が増しますよ、という追加的な資料を出していただければと思っています。特に今日は現地でご説明いただきましたけれども、資料の16ページにちゃんとした平面図がございしますが、どこに植栽されと言っていたでしょうか。

○ワタミ西岡氏

この図でいうと一番下の「環境林」という所です。まだ具体的な植栽が入っていないので。

○平野会長

「環境林」と書いてあるんですね。少し盛土をして木を植えていただくと。ここは土手上に植えるんですか。この図面だと下りの法面記号がないですが。

○ワタミ西岡氏

そうですね、1 mほど盛り土をしますので、その土手上に植えていく様な形です。

○平野会長

全体の地面が上がるんですね。

○ワタミ西岡氏

はい。なのでこの環境林と書いてある所がちょうどトップになって、両方が下がっているような形になってます。

○平野会長

そういうことですか。でも法面記号を見ると短い線が書いてある方が「上」という意味なのですが。

○菊池委員

森の前線を見ると分かりますよね、法面が。

○平野会長

そうですね、道路の方を見ると両脇にそういう線があって、長い線と短い線と記号が書かれていますが、短い線がついている方が上という意味です。

○菅野建設部長

そうですね、ちょうど法面になっている所に植栽を植えてあるようなイメージです。

○平野会長

この辺の植栽計画を明示いただけるとありがたいと思っております。

○菅野建設部長

はい。

○平野会長

これがあると、高木がチラチラ混じっている状況ですと、この地区で一番大事にしなければならない祈念公園からの眺めとして、ほぼ関係なくなるという事ですね。今のままだと少し構造物がチラチラ見えるのが、今の計画でも十分配慮いただいているのですが、この植栽計画を明示いただけると、ほぼ関係のない事になると思われまますので、追加的な資料を出していただいて、メールか何かで確認させていただければと思います。

戻ります。資料の18ページに戻っていただいて、「周辺との調和」という所ですね。

ご意見ございますでしょうか。伊東委員お願いします。

○伊東委員

はい。「周辺との調和」という所で「ぶどう棚」というのが、どういうものなのか分からなかった。「ぶどう棚」と合わせることで調和がとれるのかどうかというイメージがつかないんですけど、何か分かるような資料があるのでしょうか。

○平野会長

事務局か申請者の方でお答えいただければと思います。

○ワタミ西岡氏

「ぶどう棚」のイメージは、9ページの「ソーラーシェアリング説明資料」の下段で、ソーラーシェアリングの架台をぶどう棚として使うという形で考えてます。

○事務局（永山補佐）

「ぶどう棚」は、神田葡萄園さんとか行かれると、単管パイプが組まれているじゃないですか。あの様に普通ぶどう棚が出て来るんですけど、それがソーラーシェアの骨組みとも兼ねるという意味で先ほどのチェックシートは書かれています。

○ワタミ西岡氏

8ページ下段の類似写真でイメージすると分かりやすいかと思うんですが、パネルの下にちょうどぶどうが成って、パネルの間に枝が伸びていくみたいな形です。なので、ぶどう棚イコール、ソーラーシェアの架台という形で考えてもらえればいいかなと思います。

○伊東委員

パイプみたいなものですか。

○ワタミ西岡氏

アルミのパイプというか、アルミの柱になります。

○伊東委員

はい、わかりました。

○平野会長

この柱材は地の色ですか、アルミの地色ですか？

○ワタミ西岡氏

アルミの色になります。

○菊池委員

9ページの下絵について、パネルの上に赤い線でラインがありますが、ここにはコードみたいな形で通されるのでしょうか。

○ワタミ西岡氏

そうですね、ワイヤーを通して。

○菊池委員

それが棚みたいになると。

○平野会長

よろしいですか。他いかがでございますか。よろしいですか。植栽計画の方、追加的に情報提供いただけたらと思います。

次、「素材」で「反射」の部分、ここはいかがでございますか。発電効率が相当落ちて、普通は水平設置ってなかなかして下さないんですが、今回、周辺との調和とか反射含めて、水平設置と、かなり思い切った対策をして下さっています。いかがでしょうか。廣中委員、現地で色々お聞きになっていたと思いますけど。

○廣中委員

水平設置を前提という事なので。

○平野会長

これは可動させられないんですよね？

○廣中委員

出来る。ようは可動式だと思うので、気になったのは、効率が悪い時にどうしてもやっぱり立てたりとか、出てくるんじゃないのかなと思ったので、それはどうですかという話をしたらば、一応水平で行うということでした。

○平野会長

ではこれは機械としては動かせる状態のものを？

○ワタミ西岡氏

構造的には動かせない状態で、固めて、そのまま使います。

○廣中委員

どうやって固めるのですか。

○ワタミ西岡氏

そのまま、固定式のパネルを上に乗けるという形です。

○平野会長

水平に設置すると。

○廣中委員

可動式のじゃなくて。

○ワタミ西岡氏

可動じゃない。

○平野会長

可動式架台じゃないという事ですね。

○平野会長

もう一点私の方から、水平設置だけでかなり思い切った事をなさっているのですが、そこまで言わなくていいかなという気もするのですが、最近、太陽光パネルって低反射型のものがずいぶん出てきましたよね。普通の太陽光パネルって鏡みたいにガラスな感じなんですけど、黒いマットな感じに見える、あまり反射しないでちゃんと吸収して発電がんばるっていうスタイルのものが出てきていますが、オーガニックランドの主旨からいうとそういう最先端のものをに入れていただいた方が格好いい気はしますが、なかなかそうもいかなさかね。コスト的に。

○ワタミ西岡氏

お金が無いので、国から色々補助金いただけると出来ると思うんですが、なかなか。

○廣中委員

逆に鏡面式であると、ぶどう棚のツルとかが写りこむとあまり目立たないという考えもあるのかなとは思いますが。

○平野会長

水平設置ですもんね。立っているとやはり面が目立つんで、それが大事になりますが、今回は水平の設置なので、ちょっとはみ出て生えたブドウの葉っぱなんか写りこんで余計ごまかされるかもしれませんね。

○廣中委員

植物の生育に関しては十分な太陽光が当たるスペースがあるのでしょうか。

○ワタミ西岡氏

今回、遮光率40%なので、60%は明かりが届くという形になってまして、ぶどうは、日にちにもよりますが60%の遮光率で育つというデータもありますので、十分光の確保はできるようになっています。

○平野会長

この「素材」「反射」に関して委員の皆さん他にご意見いかがでございましょう。よろしいですかね。

○菊池委員

はい、特にありません。

○平野会長

「樹木や植栽」で「既存樹木はそもそもない」という所で、既存樹木の伐開を配慮していく項目ですが、ここは関係ないですね。

「照明」は設置されないという事なので飛ばしましょう。

「色彩」は先ほど少し議論になりました、パネルはアルミそのままの色、アルミはそんなにキラキラしない地肌の色でございますが、これに関していかがでございましょう。三宅先生。

○三宅委員

たぶんある程度ぶどうが育ってくると目立たなくなるだろうと思うんですが、この答え方がその色彩、一番左でいう「別記3 の範囲の色彩を用いる」という事に対して、「光沢の少ない金属色ですが、最小限の部材となるようにしています。」という事が、答えているのかなという所が気になるので、書き方を少し工夫していただきたいなと思います。おそらく、ぶどうが育って葉っぱも枝も伸びてくると目立たなくなるのはその通りだと思うんですが。

○事務局（永山補佐）

書き方を見直します。

○平野会長

次は「自動販売機」なので関係ないですね。

それから「形態意匠の制限」で、これが最後の項目ですが、「太陽光発電設備」としての特出しのルールでございます。これに関してはいかがでございましょう。議論としては重複しますかね。「水平配置で存在感をなくし」、「周辺の植栽」、これは後で明示いただくとして、という、今までのおさらいのような項目が書いてございます。

○峰嵯委員

「祈念公園からは、ほぼ望見できない」なんですけど、実際今日見てみると、公園の中に入ってる防潮堤の部分からは見える範囲になってくるのかなと。

○平野会長

堤防の上に上がって振り返った時に、ずいぶん距離は増えますが、しかし見えますね。

○峰嵯委員

今日も見ると、防潮堤に人が立っているのが見えたので。そこは、出来ないっていう訳

ではなくて、見えるっていう前提のもとで、平野会長おっしゃったように、高木の植栽をしっかりとって、かつ水平という事で配慮していくという事が必要なんじゃないかなと。

○平野会長

この文言を修正する事の意味はあまりないと思いますが、これは申請者が作っていたやつですね、それとも事務局が作ったやつですか。

○事務局（永山補佐）

これは申請者さんからいただいたものです。

○平野会長

この会議の議事録としてというか、この後この意見を受けて、市として認める認めないという事をお決めになる案件かと思いますので、その認める理由を作るときにですね、今のご意見を配慮いただけたらと思います。

他いかがでございましょう。チェックリストに従っての議論は大体これで終わりですが、その他全般的に今回の案件についてお気づきの点等ございましたらお願いしたいと思いますが。三浦委員いかがでしょう？

○三浦委員

実際に現場を見せていただいて、そんなに気になる様なものではないのかなと。

○平野会長

はい、ありがとうございます。菊池委員いかがですか、今泉から少し大きめに見える感じではございますが。

○菊池委員

私も今泉の高台に居るんですけれども、上からは見えると思いますが、ただ太陽の昇る通過角度からいくと今泉の方は影響はないのかなと。

○平野会長

そうですね、ほぼ東だから。オーガニックランドは北にありますものね。なので、反射光があるとしたら、今泉地区よりも北の方に反射光が行くので、関係なさそうだとということですね。

○平野会長

ほか、いかがですか、その他全般事項として。では三宅先生。

○三宅委員

今回出てきている内容というより、その次のステップが関連するんですけれども、1点が照明で、将来的にテーマパークがオープンして、色んな人が来られたりするという事を考

えると、夜間周りを歩けるようにという話が出て来るんじゃないのかなと思います。そうすると、もういっぺんここで照明の話を、というか早めに照明計画がきちんとデザインいただいた方がいいのかなというのが感じたところです。

○平野会長

こういう事をどう扱うかは事務局でお考えいただきたいんですが、一発で進行する工作物は、この様に対象工作物がある場合、適合するか全件審査みたいな形になりますけど、今回例えば、当座、これは別にオーガニックランドが悪いわけではなくて、照明計画が無いという状況で認めるという方向になった時に、将来照明だけ付けると、これ景観条例の適用外だと思うので、何も考えずに、ギラギラ照明を付けてもいっこうに構わないになりかねないですよ。その辺の運用をどうこなすのか。段階的に出していけばどんどん逃げていけるという実績が出来かねない。それはちょっと懸念点です。今回の場合は、それを意図的にやっているわけじゃないということは重々分かっておりますので、問題にする気は無いのですが。

○菅野建設部長

今回は道路整備を、今回のオーガニックランドとも合わせて通ってきていただいた路線を整備したのですが、照明は、高田地区の照明と近いものを使って、あまり高くないもの、更に環境に配慮したような支柱の色にさせていただいてまして、今後も地区についてはそういった、景観に配慮した照明にしようと思っております。

あと施設の中、ワタミさんについても同じような考えですので、そういったギラギラしたものとか景観にそぐわないものを設置することは無いとは考えておりますが、しっかりその辺はコントロールしてやっていきたいと思っております。

○平野会長

これは別に「ワタミオーガニックランド」の話ではなく、全般的な事項として、法令に基づかない要請を、お願いベースのお話みたいな事は適切に続けていただけたらと思います。

○三宅委員

もう1点、河川沿いの道路、県の管理とお聞きしたんですけれども、そのガードレールが気になってしまいましたんで、出来れば周辺の接続している道路と同じ色・同じ形態のガードレールにさせていただいた方がいいのかなと思います。

○平野会長

管理用通路ですか。

○菅野建設部長

元々市道でございまして、今回、岩手県さんの災害復旧というところで、避難路兼市道復旧という事でやっていただいたんですが、その際に、見ていただいたとおり気仙川の右岸側、カモシーさん側についてはブラウンのガードレールになってまして、なぜか今回のオーガニックランド側については、ホワイトではないんですが、ベージュのものが設置されていまして、県さんには取り換えをお願いしている所ではございますが、災害復旧でやったものという所があってですね、今後いろいろ県とも協議しながら、後は市の方で対応することなども検討しております。

○平野会長

現在の管理者は市ですか。

○菅野建設部長

今後、完了した後の管理は市が引き受ける形になります。

○平野会長

堤防の災害復旧で一括施工を県がして下さって、市道分は市の管理に移る、という事です。

○菅野建設部長

はい。

○平野会長

これ河川管理用通路だったら気仙川が景観重要公共施設だから直すように言えるんですけどね。市道は景観重要公共施設に入っていないはずなので、何ともならないですね。ただやっぱり三宅先生おっしゃる様に、他の道路づくりで結構努力されているのにそこだけ違うというのは違和感ございますので、これも法令に基づかないお願いベースの話になりますが、ご尽力いただけたらと思います。

○菅野建設部長

はい。

○平野会長

はい、他いかがでございましょう。その他に入ってしまったような感じですが。

(7) 議事（採決）

○平野会長

この「議案1号」については、先ほど申し上げましたように植栽計画の追加説明資料作

っていただいた上で、それに基づいてお認めするという事で、この審議会としては結論を出す方向でよろしいでしょうか？

○全委員

異議なし

○平野会長

「異議なし」と認めます。これ多数決採った方がいいですかね。

先ほどの追加資料ですが、審議会はまだ開けませんので、事務局に一任して確認いただいた上で、申請者に対する回答書およびその整理をいただく、という事で、我々としては、「植栽計画をきちんと示して下さい」という追加資料を前提に、お認めする方向で結論を出すという事に賛成の方の挙手を求めます。

○全委員 — 挙手 —

○平野会長

はい、ありがとうございます。全員賛成ということで、全会一致で、その方向で決裁させていただきたいと思います。

続きまして、その他ですね、せっかくの機会でございますので、市の景観行政全般についてご意見ございましたらお願いします。

私から一つだけ、ワタミオーガニックランドの方がいらっしゃるなら申し上げて、今日現場を拝見させていただいて、「のぼり」がすごい気になりました。これは事務局にお願いですが、屋外広告物条例をちゃんとチェックをしてみてください。

ただ、ワタミオーガニックランドは、僕は陸前高田市に付き合いがあるからというバイアスでは無いと思いますが、とても有名な施設なので、あんなのぼりよりも工夫されたい看板がある方が、よほどイメージがいいですし、そもそも知名度があつてどこだろうと思って行く施設だと思いますので、のぼりが無い方が御社の価値を高めるのではないかという気がとてもしましたので、屋外広告物条例がどうのというのとは別にご検討いただけたらと思います。ただ事務局は一度チェックしてみてください。

景観行政全般で今日現地を見て、他の景色もいろいろ見えたと思いますが、ご懸念の点、ご心配な点はございますか。

伊東委員いかがですか。マイヤさんの彩度の低い看板はちょっとうれしかったですね。

○伊東委員

他に気になった点はありません。

○平野会長

三浦委員いかがでしょう？

○三浦委員

私も大丈夫です。

○平野会長

菊池委員いかがですか。

○菊池委員

特にないです。

○平野会長

廣中委員いかがですか。

○廣中委員

大丈夫です。

○平野会長

はいわかりました。では、うまく景観行政が進んでいるという事かと思いますので、引き続きしっかりとした対応を続けていただけたらと思います。という事で、議事のいっさいが終わりましたので、進行の方を事務局にお返しします。ありがとうございました。

(8) その他

○事務局（高橋課長）

平野会長ありがとうございました。

続きまして、次第4として「その他」でございますが、何かございますでしょうか。おおよそ出尽くしたというところで、ありがとうございました。

(9) 閉会

○事務局（高橋課長）

それでは、以上をもちまして、令和3年度第1回の陸前高田市景観審議会を閉会いたします。長い間ありがとうございました。

午後4時48分 散会